

「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款施行規則」改廃記録

区分	決議機関・年月日	施行年月日	旧条項	改定新条項	備考
制定		平成25年4月1日			法人移行に伴い制定
改定	第120回定時総会 令和2年6月27日	令和3年4月1日	<p>(種別及び区分)</p> <p>3、終身会員を、次のように規定する。</p> <p>(1)通算35年以上本会会員であってかつ満75歳に達した者で、翌年度初に会員である者。</p> <p>(2)平成24年度初までに通算30年以上本会会員であってかつ満70歳に」達した者。</p> <p>4、会員の区分と呼称は、以下のようにする。</p> <p>(1)第1種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ所属する会員に分け、それぞれNTS1、S1とする。</p>	<p>(種別及び区分)</p> <p>3、終身会員を、次のように規定する。</p> <p>(1)通算35年以上本会会員であってかつ満75歳に達した者で、翌年度初に会員である者。</p> <p>(2)平成24年度初までに通算30年以上本会会員であってかつ満70歳に」達した者。</p> <p>(3)第1種会員が、終身会員の待遇となった場合には、定款施行規則第1条の規定にかかわらず、当該診療所に所属する他の会員のうち1名を第1種会員とする。</p> <p>4、会員の区分と呼称は、以下のようにする。</p> <p>(1)第1種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ所属する会員に分け、それぞれNTS1、S1とする。</p>	

**「一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款施行規則」改廃記録**

			<p>(2)第2種会員のうち、本会と連携する病院の、歯科または歯科口腔外科の代表者をH2とし、それ以外の第2種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ に所属する会員に分け、それぞれNTS2、S2とする。</p> <p>(3)診療所の開設者、管理者である終身会員を、終身Ⅰとし、それ以外の終身会員を終身Ⅱとする。</p>	<p>(2)第2種会員のうち、本会と連携する病院の、歯科または歯科口腔外科の代表者及び、本会地区の医育機関に勤務する者をH2とし、それ以外の第2種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ に所属する会員に分け、それぞれNTS2、S2とする。</p> <p>(3)診療所の開設者、管理者である終身会員を、終身Ⅰとし、それ以外の終身会員を終身Ⅱとする。</p>	
--	--	--	---	---	--